

平成21年1月20日

組合員・準組合員各位

浦安鐵鋼団地協同組合

労働安全委員会 委員長 井上 憲二

## 経営者の法的責任に関する講演会のご案内

～事故防止は経営者の責務です!～

最近、鉄鋼団地内で労災事故が頻発しています。そして、この2年間で3件もの死亡事故が発生しています。労働安全衛生法では、経営者に対して労災事故防止が義務付けられています。そして、事故が発生すれば、刑事、民事の両面から大きな責任を問われます。事故の発生を防止するのは、経営者の自覚と姿勢です。

労働安全委員会では、起ってはならない労災事故が、もし発生してしまった場合の経営者の法的責任を皆さまに理解していただき、労災事故ゼロの鉄鋼団地にするため、船橋労働基準監督署の山田茂署長と労災問題に造詣の深い外井浩志弁護士を講師に迎え、下記のとおり講演会を開催いたします。

経営者、事業所責任者の方々を中心に、多数の皆さまのご出席をお願い申し上げます。

### 記

日 時 平成21年2月23日(月) 午後3時～5時

会 場 浦安鐵鋼会館 2階ホール

講 師 ①船橋労働基準監督署署長 山田茂氏

「労働安全衛生法における経営者の責任」

②弁護士 外井浩志氏

「労災事故における経営者の法的責任」

申込み 下記申込用紙にご記入の上、事務局に2月10日までに

FAXでお送り下さい。

事務局FAX 047-350-5316

---

講演会 「経営者の法的責任」申込書

会社名 \_\_\_\_\_

出席者役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

出席者役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

出席者役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_